仕様及び設計書(起債の概要及び提案内容等)

Ⅰ 予定する起債の概要

年限及び 発行額等	満期一括償還債(グリーンボンド)※年限未定 90 億円程度(令和7年 10 月から令和8年3月までの間。うち個人 向け販売は 10 億円を想定)
発行方式等	主幹事方式によるスプレッド・プライシング (下限利率の設定等については別途協議) 表面利率 0.001%刻み、パー発行
利払い日	年2回
シ団組成	なし

※年限及び発行額等については、変更する場合があります。

2 予定価格

29,975,000円(消費税及び地方消費税含む。法人向け80億円、個人向け10億円を想定) ※上記価格には、幹事手数料、引受手数料、販売手数料を含む。

3 主幹事の役割

主幹事は、その参加者全員により幹事団を組成する。事務の取扱いについては、事務主幹事がこれを行うものとする。

引受の方法については、本公債の全額につき、共同して引受並びに募集の取扱いをなし、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引き受ける。

募集の方法については、本公債の発行価額は、額面 | 00円につき金 | 00円とし、これにより一般募集するものとする。

払込の方法については、主幹事は本公債の払込期日に、その販売分担額に相当する本公債の 払込金を受託銀行に払い込むものとする。

4 主幹事の選定方法

評点 I 位の者を令和7年度事務主幹事候補者とし、評点2位3位の者を共同主幹事候補者として選定します。

主幹事構成については、以下のとおりです。

評点 位	事務主幹事候補者
評点2位	共同主幹事候補者
評点3位	共同主幹事候補者

5 主幹事の資格・要件

(1) 主幹事の資格

- ア 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- イ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

(2) 主幹事の要件

- ア 令和6年度又は令和7年度(令和7年5月まで)に日本国債、地方公共団体の市場公募債、 共同発行市場公募地方債又は財投機関債の主幹事実績があること。
- イ 令和6年度又は令和7年度(令和7年5月まで)に国内市場で、国内発行体の「グリーンボンド(円建て)」の主幹事実績があること(地方債、財投機関債、社債のいずれも可)。

6 企画提案コンペ参加資格

- ア 本企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 三重県から入札参加資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第 I 項各 号に掲げる者でないこと。

7 参加手続き等

本企画提案コンペの参加希望者は、下記書類を提出するものとする。

- (I) 企画提案コンペ参加資格確認申請書(別紙様式第 I号)及び参加意向確認票(別紙様式第 2号)
 - ア 提出期限 令和7年5月26日(月)正午(必着)
 - イ 提出先 三重県総務部財政課 松岡・實義 〒5 I 4 - 8 5 7 0 三重県津市広明町I3番地
 - ウ 提出方法 郵便または民間事業者による信書便(持参不可)。
 - 工 参加資格決定通知日 令和7年6月2日(月)

(2)提案書

- ア 提出期限 令和7年6月5日(木)17時(必着)
- イ 提出先 三重県総務部財政課 松岡・實義 〒5 I 4 - 8 5 7 0 三重県津市広明町I3番地
- ウ 提出方法 郵便または民間事業者による信書便(持参不可)。
- 8 提出を求める提案書の内容 別紙2のとおり。

9 質疑及び回答

(1) 質問の受付期間

令和7年5月20日(火)17時まで

(2) 質問の提出

質問は、「16 担当所属」あてに、質問票(第3号様式)を電子メールにて提出し、提出後、 必ず電話により着信の確認を行うものとする。

(3) 質問の内容

質問は原則として、当該業務にかかる仕様や条件、応募手続き的な事項に限るものとし、 他の事業者からの提案書の提出状況や積算に関する内容等には答えないものとする。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年5月22日(木)17時までに、三重県ホームページ「企画提案コンペ等情報(公告・結果)」に掲載する。なお、質問票の提出の有無にかかわらず、企画提案資料の提出前には、質問内容に対する回答ページを確認すること。

10 企画提案コンペの実施方法

(1)選定

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、令和7年度三重県市場公募債(グリーンボンド)の発行にかかる主幹事選定委員会(以下「選定委員会」という。)において審査の上、最優秀事業者を事務主幹事候補者として選定し、評点2位3位の者を共同主幹事候補者として選定する。

(2) プレゼンテーション

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの実施時期及び形態は、次のとおりである。なお、選定委員会がプレゼンテーションの必要がないと判断した場合には実施しない。

時期:令和7年6月13日(金)(予定)

形態:対面によるプレゼンテーション(不測の事態が生じた際は、オンライン会議システム(Zoom)を利用したプレゼンテーションに変更する場合がある。)

場所:三重県庁内又は三重県庁付近の会議室

内容:提出された提案書による説明(15分以内)及び質疑(10分以内)

備考:出席者は4名以内

ただし、提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書面審査を行い、優秀提案者を10者程度選定した上で、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとする。

提案者が多数の場合の書類審査の結果及びプレゼンテーションの実施日時、方法等については、提案したすべての者に、令和7年6月10日(火)17時までに電子メール等で連絡する。 プレゼンテーションにおける説明は、「7 参加手続き等」で提出のあった提案書により行うものとする。

|| 主幹事候補者に提出を求める書類

選定決定通知を受けた主幹事候補者は、速やかに以下の(I)及び(2)の書類を提出する ものとする。

- (I)消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税 務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- 12 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。

13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託事業者が三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第3条又は第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

- 14 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
- (1) 主幹事が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置 要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたと きは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 「16 担当所属」に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を 受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、 「16 担当所属」と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託事業者が(I) イ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

15 その他

- (I) 提案書の作成に必要な費用については、提案者の負担とする。提出のあった提案書等の資料は返却しない。
- (2)提出のあった提案書等の資料は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となること に留意すること。
- (3) 県は、書類審査で選定した主幹事候補者から見積書を徴取し、県が設定する予定価格の範囲内で随意契約を締結するものとする。
- (4) 委託契約にあたっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、 提案者と提案内容に沿って協議・調整を行ったうえで、双方が合意に至った場合に契約を 締結する。
- (5) 提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき又は協議が整わないときは、その選定を取り消すとともに、次の者と契約を締結するものとする。
- (6) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合に ついて、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (7) 契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。また、委託を受けた事務に従事している者若しくは 従事していた者等に対して、個人情報保護法176条、第180条及び第184条に罰則があるので 留意すること。
- (8)次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。
 - ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
 - イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対して、二つ以上の提案をしたとき。
 - ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

- エ 提案に際して、談合等の不正行為があったとき。
- オ 提出書類が、提出期限を超えて提出されたとき。
- カ 見積額が委託上限額を超えているとき。
- キ その他、担当所属が予め指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を 履行しなかったとき。

16 担当所属

〒5|4-8570 三重県津市広明町13番地

三重県総務部財政課 松岡·實義

電話: 059-224-2119 E-mail: zaisei@pref.mie.lg.jp